

**「受付進捗管理システムの機器等更改に係る設計・開発業務、アプリケーションプログラム保守並びにソフトウェアのリース及び保守業務 一式」
調達仕様書(案)に係る意見招請の回答について**

令和6年7月
日本年金機構
基幹システム開発部
年金業務システム開発第1グループ

通番	仕様書の該当箇所			区分	意見等内容	意見等提出理由	回答
	資料	頁	章番号等				
1	要件定義書	14 —	4.2.2 別紙1	質問	表4.3.1.1機器数では、本番環境のディスク2台、稼働維持環境のディスク1台の記載となっております。 他方、別紙1【受付進捗管理システム】全体構成図では、本番環境と稼働維持環境の物理サーバそれぞれから2台のFCスイッチを介して、2台のストレージに接続する図となっております。 本番環境と稼働維持環境が利用するストレージ及びFCスイッチは、分離するご想定でしょうか。(本番物理サーバ2台→FCスイッチ2台→ストレージ2台＋稼働維持環境サーバ1台→FCスイッチ1台→ストレージ1台) または、本番環境・稼働維持環境ともに同じストレージ、FCスイッチを共用するご想定でしょうか。 (物理サーバ3台→FCスイッチ3台→ストレージ3台)	表4.11.3機器数からは、(本番物理サーバ2台→FCスイッチ2台→ストレージ2台＋稼働維持環境サーバ1台→FCスイッチ1台→ストレージ1台)のご想定と思われました。 別紙1【受付進捗管理システム】全体構成図からは(物理サーバ3台→FCスイッチ3台→ストレージ3台)のご想定と思われました。 2通りのご想定が考えられましたため、本来のご想定をご質問させていただきました。	本番環境及び稼働維持環境で利用するストレージ及びFCスイッチは、分離する想定です。 表4.11.3機器数の記載が正しく、要件定義書 別紙1【受付進捗管理システム】全体構成図が誤解を生む記載となっておりますので、ストレージの台数が3台であることが分かるように記載を見直いたします。
2	要件定義書	14 —	4.2.2 別紙1	質問	本番環境の仮想サーバは、アクティブスタンバイ構成と存じますが、ストレージについては、アクティブ仮想サーバ・スタンバイ構成サーバともに同じストレージにデータを格納する想定であっておりますでしょうか。	表4.3.1.1機器数、別紙1【受付進捗管理システム】全体構成図より、アクティブスタンバイ構成の各仮想サーバは、同じストレージにデータを格納する構成と推定しましたが、認識に誤りがないかの確認のため、ご質問させていただきました。	アクティブ仮想サーバ・スタンバイ構成サーバともに同じストレージにデータを格納します。 本番環境は2台のストレージを調達し、以下のデータを格納する想定です。 1台目：システム領域、業務データ領域向けストレージ 2台目：バックアップ領域向けストレージ 稼働維持環境は1台のストレージを調達し、以下のデータを格納する想定です。 1台目：システム領域、業務データ領域、バックアップ領域向けストレージ 要件定義書 別紙1【受付進捗管理システム】全体構成図の記載を見直し、各ストレージに格納されるデータが分かるように記載を見直いたします。
3	要件定義書	34～39	4.11.3 表4.11.3.2 表4.11.3.3 表4.11.3.4	質問 提案	運用管理ソフトウェア(エージェント)でご利用予定のJP1について、下記の記載となっておりますが、意見招請の段階で、確定事項であり、代替のソフトウェアの提案は不可となりますでしょうか。 「統合運用管理基盤の稼働性能管理機能と連携するために、以下のソフトウェアを導入すること。なお、統合運用管理基盤の運用管理ソフトウェア(マネージャー)製品は調達済みである。」	意見招請時点での確定事項か、又は、意見招請時点では代替ソフトウェアのご提案が可能か不明であったためご質問させていただきました。 代替ソフトウェアのご提案が可能な場合、導入コストの低い他の運用管理ソフトウェアのご検討によりコスト削減の可能性がある旨をご提案させていただきます。 (具体的なソフトウェアとしては、官公庁様でご利用実績の多いOSSであるZabbixへの切り替えを提案させていただきます。)	ご認識のとおり、統合運用管理基盤の運用管理ソフトウェア(マネージャー)製品は調達済みです。 運用管理ソフトウェア(エージェント)にJP1以外の製品を利用した場合、別途調達する「年金給付システム周辺サーバ等の統合運用管理業務(令和7年5月～令和11年1月)」で実施する本システムの運用管理業務で以下の課題が発生し、他案件受託業務に対し影響が発生することから、本案件につきましてはJP1で調達を実施することとしております。 ・全システムの監視を統合監視端末に搭載しているJP1/IMIによる一括監視を実施している。他製品を利用する場合は本システムの別別端末ないし別画面を参照する必要があるが生じ、運用管理事業者の負荷が増加し、監視効率が低下する。 ・出力メッセージの変更等に伴う習熟度の低下により、一時的にサービスレベルが低下する恐れがあり、対応工数の増加が見込まれる。 ・JP1/SSOのリソース情報をもとに月次のリソース状況の解析を実施している。他製品で監視を実施する場合、監視レベルが他システムと異なる問題が生じる。

通番	仕様書の該当箇所			区分	意見等内容	意見等提出理由	回答
	資料	頁	章番号等				
4	要件定義書	—	別紙1	質問 提案	ジョブ管理ソフトウェア(エージェント)について、代替ソフトウェアのご提案が可能でしょうか。	ジョブ管理ソフトウェア(エージェント)については、代替の提案が不可である旨の記載はございませんでしたため、ご質問させていただきました。 代替ソフトウェアのご提案が可能な場合、ソフトウェア製品を受託事業者において提案することを求める一文を追加することで、コスト削減の可能性がある旨をご提案させていただきます。	上記項番3と同様に、他案件受託業務に対して影響が発生することから、本案件につきましてはJP1で調達を実施することとしております。ご了承ください。
5	要件定義書	—	別紙1	質問	別紙1【受付進捗管理システム】全体構成図に、バックアップ用ストレージの記載は不要でしょうか。	ArcserveBackupの導入をご想定されていることから、バックアップ用のストレージが存在するものと推測いたしましたが、全体構成図にバックアップ用のストレージの記載がなかったため、また接続するストレージの数量によって、FCスイッチの選定に影響があると考え、ご質問させていただきます。	要件定義書 別紙1【受付進捗管理システム】全体構成図に表現されているストレージは「業務用領域」「仮想用領域」となっておりますが、正しくはストレージ(正)・ストレージ(副)が正しく、業務用データのバックアップは当該ストレージに格納いたします。このため、要件定義書 別紙1【受付進捗管理システム】全体構成図を見直いたします。 なお、項番11に記載しましたとおり、稼働維持環境につきましては、ストレージ(正)1台にバックアップするため、併せて表現を修正いたします。
6	要件定義書	—	別紙1	質問	別紙1【受付進捗管理システム】全体構成図、「本システムの調達範囲」左から2番目の「本システムL2SW(業務)」と本番環境用物理サーバ(右側)を結ぶ結線は不要でしょうか。	冗長化されたL2スイッチの片方のみ、物理サーバと接続しない経緯に思い至らなかったため、誤記の可能性があると考えご質問させていただきます。	「本システムの調達範囲」左から2番目の「本システムL2SW(業務)」と本番環境用物理サーバ(右側)を結ぶ結線は必要です。誤記のため修正いたします。
7	調達仕様書	—	要件定義書 別紙1	要望	全体スケジュール内、「4.受付進捗管理システムサーバ設備等のリース及び保守業務」の構築完了が8月末となっております。本業務へ仮想環境が引き渡され、OSインストール等の作業着手が9月から可能、というように読み取りましたが、本業務への仮想環境引き渡しは6月前半には完了し、6月後半から本業務の基盤作業着手させていただきたいと考えているため、「4受付進捗管理システムサーバ設備等のリース及び保守業務」のスケジュールを再検討していただけないでしょうか。	仮想環境が9台もあることから基盤構築に3か月程度の期間が必要である見込みであること、および、アプリ観点も含めた総合テスト、受入テスト、移行リハーサル、本番移行のそれぞれの作業期間を踏まえると、4か月ではかなり厳しくなる見込の為。	「受付進捗管理システムサーバ設備等のリース及び保守業務」担当者に確認した結果、6月中旬の環境引渡しが可能であることを確認いたしました。 このため、調達仕様書 別紙1全体スケジュールを見直いたします。
8	調達仕様書	35	6.3.5	提案	要件定義書には以下の記載があり、調達仕様書との乖離がございます。 調達仕様書に記載の内容を以下に合わせてはいかがでしょうか。 (2)脆弱性対策の実施 以下の脆弱性対策を実施すること。 ①本調達に基づく設計開発業務が影響する範囲について、第三者による脆弱性検査を実施し、その結果を機構に書面にて報告すること。	調達仕様書と要件定義書に乖離があると思われるため。	セキュリティの検証と妥当性確認 ① 開発工程へのセキュリティの検証と妥当性確認の組み込み ・セキュリティの検証と妥当性確認を開発工程に組み込むこと。 ・本調達に基づく設計開発業務が影響する範囲について、第三者による脆弱性検査を実施し、その結果を機構に書面にて報告すること。 なお、要件定義書6.3.5の記載内容は、機構内の仕様書作成方針の改訂に伴い、別添資料「ソフトウェア開発に求める情報セキュリティ要件」に記載箇所を変更いたします。ご了承ください。

通番	仕様書の該当箇所			区分	意見等内容	意見等提出理由	回答
	資料	頁	章番号等				
9	—	—	—	要望	以下の部分について、本案件受注者と機器納入事業者様との役割分担が不明瞭であると思われます。 弊社認識は以下の通りですが、相違ございますでしょうか。 ・サーバ/L2SWの選定案は本件受注業者で調達は機器調達業者様 ・機器の設置/ホストOSの設定/NW敷設/既存NWとの接続は機器調達業者様 現状、明記されていないように思われますので、追記をお願いします。	本業務における責任範囲明確化のため。	ご認識のとおりです。 調達仕様書における記載箇所は、以下のとおりです。 ・サーバ/L2SWの線提案:別紙2_関連事業者との役務分担 項番69 ・サーバ/L2SWの調達 :要件定義書 4.3.1と4.11.2(2) 別紙2_関連事業者との役務分担 項番78、 項番102 ・機器の設置 :別紙2_関連事業者との役務分担 項番102 ・NW敷設/既存NW :要件定義書 4.11.5(2)⑥ 別紙2_関連事業者との役務分担 項番101、 項番143 なお、「ホストOSの設定」につきましては、ご指摘のとおり、調達仕様書の役務分担が正確に記載できておりません。 このため、役務分担を明確に記載するように修正を実施いたします。
10	調達仕様書	31	6.1	提案	機構様内の制約により、機構様はメール送信不可でコミュニケーションは基本対面になる認識ですので、「6.機密保持、資料の取扱い」に以下案のような記載を追記したほうがよいと考えておりますが、いかがでしょうか。 「情報漏洩のリスク低減を目的に、機構から機密情報/資料提示を伴うメールの送信は原則行わない」。そのため、機密情報/資料の提示は対面での受け渡しを前提とする。また、移行に係る仕様確認等についても、すべて電話・打ち合わせでの情報共有を前提とし、電話でのやり取り等での決定事項は、改めて書面に起こしたうえで機構承認を得ること。	本業務における情報授受方法の明確化のため。	インターネットメールの利用は禁止されておりますが、秘密文書としての取扱いを要する機密情報のインターネットメールを介した情報授受は、ご認識のとおり禁止されております。 この取り扱いが「日本年金機構情報セキュリティポリシー」及び「日本年金機構情報セキュリティポリシーに定める手順書 情報取扱手順書」に基づき実施しております。 調達仕様書上では「遵守する法令等(1) 法令等の遵守①」で「『日本年金機構情報セキュリティポリシー』の最新版を遵守する」旨を記載しており、機構が予め定めた手順に従いご対応いただく旨を記載しております。 機構の外部委託業務におきましては、上記のとおり全案件共通の手順を定めておりますので、調達仕様書上で案件個別に授受方法は記載しないこととしております。ご了承くださいますようお願いいたします。